

新たに創業（年内に開業・設立）を
お考えの方へ

地方創生推進交付金事業



地域課題解決型 創業支援補助金



栃木県内で、地域課題を解決する社会的事業※¹を
始める方に、創業に必要な経費の一部を補助します。

補助対象者 業種の制限はありません※²

補助上限額

200万円

補助率

1 / 2

“とちぎ”の
活性化のために
創業するあなた
を応援します！

補助対象経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、
知的財産等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、
マーケティング調査費、広報費 等

さらに、

東京23区（在住者又は通勤者※³）から
栃木県内へ移住して創業する場合には、

移住支援金として **最大100万円**
が、転入先の市町から支給されます。

**募集締切
6/25(火)
必着**

事業の詳細、募集要項や提出書類等
については、右記のインターネットサイト
をご覧ください

- 地域課題解決型創業支援補助金について
<http://www.tochigi-iin.or.jp/index/2/5/1.html>
- 移住支援金について
http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/iju_shien_jigyoku.html

※¹ 次に掲げる事項の全てに該当する必要があります。
(1) 地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）
(2) 提供するサービスの対価として得られる収益によって
自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
(3) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に
資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

※² ただし、栃木県が地域再生計画に定める分野で創業
される方が対象となります。
※³ 通勤者は東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県
（条件不利地域を除く））に在住する方に限ります。

○問い合わせ先

事務局：（公財）栃木県産業振興センター 経営支援部 総合相談グループ TEL:028-670-2607
栃木県産業労働観光部経営支援課 中小・小規模企業支援室 TEL:028-623-3173